

## 障害者の権利に関する条約

### 条約とは

障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）は、障がいがある人と障がいがない人との、必ず平等に扱うことを決めた、世界の国々の約束です。条約（convention）は、ときには、盟約（treaty）、誓約（covenant）、国際協定（international agreement）、あるいは法令（legal instrument）ともいわれます。条約とは、ある国がある条約批准（承認）するとき、それは法律で決められた約束となり、政府がどのように行動したらよいかを教えてください。条約を結んだあと、条約の目標を達成できるように、政府が自分の国の法律を変えることがよくあります。（障害者虐待防止法、障害者差別解消法）

### 障害者権利条約の概要

障害者権利条約は、2006年12月13日に採択されました。そして2008年4月2日までの間に、20カ国が条約を批准し、その結果、2008年5月3日に条約は発効しました。わが国は、2014年12月4日に国会で承認され、2015年1月20日に批准書を寄託し、2月19日から効力を持った条約となっています。

障がいがある子どもが、確実に学校へ行けて、遊べるようにし、また子どもたちみんながやりたいと思うことに、障がいがある子どもも参加できるようにするには、今あるたくさんの決まりや、人々の態度、そして建物さえも、変えていかなければなりません。国の政府がこの条約を批准したのなら、政府がこのように社会を変えていくことに賛成したのだといえます。この条約に書かれている権利は、新しい権利ではないということを覚えておくことが大事です。それらは、世界人権宣言、子どもの権利条約、その他の国際人権条約で認められている人権と同じです。障害者権利条約は、これらの権利が障がいのある人についても尊重されるということを約束しています。

### 障害者権利条約の内容

この条約は、多くのことを約束している50条からなる条文です。「政府」という言葉（「締約国」ともいいます）は、この条約を批准した政府を意味しています。

#### 第1条：目的

この条文では、条約のおもな目的をまとめています。それは、子どもを含むすべての障がいのある人があらゆる人権と自由を持つことを人々に広め、これらの権利と自由を守り、これらもたらす利益を、完全に、そして平等に受けられるようにすることです。

#### 第2条：定義

この条文では、この条約で使われている、特別に決められた意味を持つ言葉をいくつか説明しています。たとえば、「言語」には、話し言葉と、手話などの話し言葉以外の言葉も含まれ、「コミュニケーション」には、言語、文字を使った表示、点字、触れることによ

るコミュニケーション、拡大文字、そしてアクセシブル（利用しやすいこと）なマルチメディア（ウェブサイトや音声など）が含まれます。

**第3条：一般原則** この条約の原則（中心となる考え方）は次のとおりです。（a）すべての人の固有の尊厳、自分自身で選ぶ自由、そして自立を尊重する。（b）非差別（すべての人を平等に扱うこと）（c）社会への完全参加とインクルージョン（コミュニティに仲間入りすること）（d）障がいのある人を人間のさまざまな違いの一部と考え、違いを尊重し、受け入れる。（e）平等な機会（f）アクセシビリティ（交通機関を利用したり、ある場所へ行ったり、情報を手に入れたりする手段があること。そして障がいがあることを理由に、これらの利用を拒否されないこと）（g）男女間の平等（女の子でも男の子でも同じ機会があること）（h）障がいがある子どもの発達しつつある能力と、アイデンティティを守るための権利を尊重する。（能力を尊重され、あるがままの自分に満足できるようにすること）

#### **第4条：一般的義務**

障がいのある人を差別する法律は、存在してはなりません。政府は障がいのある人の権利を守る新しい法律を作り、それを実行しなければなりません。もし古い法律や慣習が障がいのある人を差別するなら、政府はそれらを変える方法を見つけなければなりません。

#### **第16条：暴力と虐待からの自由**

障がいがある人や子どもは暴力とむごい扱いから守られなければなりません。このような子どもたちは、家庭の中でも、家庭の外でも、むごい扱いを受けたり傷つけられたりすることがあってはなりません。暴力やむごい扱いを受けたら、それをやめさせ、元の状態に戻るために必要な助けを受けられる権利があります。

#### **第17条：個人の保護**

障がいのある人の身体や知的能力を理由に、劣っている人として扱うことは、誰にもできません。障がいのある人はありのまま、ほかの人から尊重される権利を持っています。

#### **第19条：自立した生活と地域社会への参加**

障がいがあるかないかに関係なく、人にはどこに住むかを選ぶ権利があります。大人になったとき、望めば、自立した生活をし、地域社会に参加する権利があります。また、地域社会で生活するために助けが必要な場合、在宅ケアや介助などの支援サービスを利用することができるようにしなければなりません。

#### 障害者権利条約と地域自立支援協議会の役割

- ・ 障害者権利条約の内容を具現化していく施策の提言や監視
- ・ 障害者権利条約の意義や内容を、障がいのある人への理解促進
- ・ 障害者権利条約の意義や内容を、区民への理解促進
- ・ 具体的な権利侵害を検討、解消促進への協議
- ・ 障がいのある当事者との連携強化のなかでの上記役割促進